

令和元年

第 3 回東栄町議会定例会 会議録

(第 3 日)

令和元年 9 月 1 8 日 (水)

令和元年第3回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和元年9月18日(水) 開議 午前10時00分
閉会 午前11時42分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (10名)

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>出席議員 1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	総務課長	内藤敏行
税務会計課長	前地忠和	参事兼振興課長	丹羽貴裕
地域支援課長	加藤文一	医療センター事務長	伊藤知幸
住民福祉課長	伊藤太	経済課長	夏目明剛
事業課長	伊藤久司	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川伸	書記	竹内佑樹
--------	------	----	------

出席議員の報告

日程第 1 委員長報告

日程第 2 認定案第 1 号 平成 30 年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定案第 2 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定案第 3 号 平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定案第 4 号 平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定案第 5 号 平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定案第 6 号 平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定案第 7 号 平成 30 年度東栄町御殿財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定案第 8 号 平成 30 年度東栄町本郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 認定案第 9 号 平成 30 年度東栄町下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 認定案第 10 号 平成 30 年度東栄町園財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 認定案第 11 号 平成 30 年度東栄町三輪財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 認定案第 12 号 平成 30 年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 14 認定案第 13 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計決算認定について

日程第 15 議案第 68 号 東栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第 16 議案第 69 号 東栄町印鑑条例の全部改正について

日程第 17 議案第 70 号 東栄町町税条例の一部改正について

日程第 18 議案第 71 号 東栄町職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部改正について

日程第 19 議案第 72 号 東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 20 議案第 73 号 東栄町職員の旅費に関する条例の一部改正について

日程第 2 1	議案第 7 4 号	東栄町消防団設置条例の一部改正について
日程第 2 2	議案第 7 5 号	東栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 2 3	議案第 7 7 号	令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 4 号）について
日程第 2 4	議案第 7 8 号	令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 2 5	議案第 7 9 号	令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 2 6	議案第 8 1 号	とうえい温泉ボイラー更新等工事請負契約について
日程第 2 7	意見書第 3 号	定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出について
日程第 2 8		議会運営委員会の閉会中の継続審査について

----- 開 会 -----

議長（原田安生君）

ただ今の出席議員は8名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から『令和元年第3回東栄町議会定例会』を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元にご配布した日程のとおりでございます。

----- 追加上程 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第25の次に、日程第26議案第81号『とうえい温泉ボイラー更新等工事請負契約について』、日程第27意見書第3号『定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)の提出について』、日程第28『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』の案件が、本日追加提案されましたので上程したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、日程第26から日程第28までの3案件を追加することに決定いたしました。

----- 委員長報告 -----

議長（原田安生君）

日程第1、委員長報告を行います。

去る、9月5日の本会議におきまして、各委員会に付託いたしました案件に対しての審査結果について、各委員長に報告を求めたいと思います。

初めに『決算特別委員長』からお願いいたします。

（「議長、9番」の声あり）

はい、9番 決算特別委員長。

9番（伊藤紋次君）

それでは、決算特別委員会の委員長報告を行います。

去る9月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました付議事件は、認定案第1号『平成30年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について』から認定案第13号『平成

30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計決算認定について』までの 13 案件でございました。これを受けまして、9 月 11 日の午前 10 時から、当会議室において決算特別委員会を開催いたしました。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、選任の結果、私が委員長、伊藤芳孝委員が副委員長の職務を行うことになりました。出席は、議会側は委員全員と議長、執行部は町長をはじめ副町長、教育長、各課長、課長補佐、係長の出席のもと、慎重審査をいたしました。以下、審査の経過と結果についてご報告いたします。なお、本委員会は議員全員で構成され、全員が出席いたしておりますので質疑等の詳細は省略させていただきます。まず始めに、認定案第 1 号『平成 30 年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について』の審査をいたしました。歳入及び歳出の質疑を行い、討論・採決の結果、賛成多数で原案どおり承認すべきものと決しました。次に、認定案第 2 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について』、認定案第 3 号『平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』、認定案第 4 号『平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について』、認定案第 5 号『平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』、認定案第 6 号『平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について』、認定案第 7 号から認定案第 12 号までの『平成 30 年度各財産区特別会計歳入歳出決算認定について』の審査を順次行いました。歳入と歳出の質疑を行い討論はなく、原案のとおり承認すべきものと決しました。最後になりますが、認定案第 13 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計決算認定について』の審査を行い、討論・採決の結果、賛成多数で原案どおり承認すべきものと決しました。以上で、決算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（原田安生君）

決算特別委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

次に、『総務経済委員長』の報告に入る前に、執行部から発言の申し出がありますので、許可をいたします。

はじめに、総務課長。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

失礼します。9 月 12 日開催の総務経済委員会で、加藤議員から自動車保険料 14 万円の増額補正につきまして資料の提出を求められましたので、皆様のお手元に配布させていただきました。ご覧いただきたいと思います。

歳出、2 款総務費の 4 目財産管理費 12 節の自動車保険料 14 万円の増額補正でございま

すが、ページが予算説明書の8ページから9ページでございます。主に9ページの説明のところですが、配布した資料の上の表をご覧くださいと思います。これは商工会さんへ支払っている保険料でございます。町長車から一番下の指令車まであります。左のところに当初予算、右のところに実際の支払額となっております。これは単に保険料そのものが車両1台につきまして値上がりしたものと、真ん中あたりに26号車ハイエース、28号車エルフ、これ2トンのダンプでございますが、この数字が大きく上がっております。この数字に関しましては、職員が何らかの接触事故、主に車庫の支柱ですとか石垣ですとかガードレールですとか、そこら辺に接触しまして、バンパーですとかボディの板金修繕を出したものでございます。このときに、保険を使いまして修理をさせていただきました。その次の年から保険料がかなり上がります。等級の変動、または割引というものが半分くらいになりまして、かなり保険料が上がっております。以上のことから、トータルで14万円の増額補正をさせていただきました。以上です。

議長（原田安生君）

続いて、地域支援課長。

（「議長、地域支援課長」の声あり）

はい。

地域支援課長（加藤文一君）

失礼します。同じく加藤議員からご指摘ありました補正予算説明書の11ページにございます、空き家活用支援補助金の実績についての資料を本日提出させていただきました。空き家活用支援補助金の資料につきましては、この資料の中段右側が実績でございます。この制度ができた28年度からの経過が載っております。そして、今年度31年度は8件、7戸分の補助を交付しておりまして、今後6戸分の要望がございますので、その対応のため今回の補正をさせていただきました。あと他の表につきましては、人口・社会増減の推移、あとは空き家施策についての状況の参考資料ということでよろしく申し上げます。以上です。

議長（原田安生君）

それでは、『総務経済委員長』に報告を求めます。

（「議長、総務経済委員長」の声あり）

はい、総務経済委員長。

1番（伊藤芳孝君）

総務経済委員会の審査結果を、会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会では、議案第68号『東栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について』、議案第70号『東栄町町税条例の一部改正について』、議案第71号『東栄町職員の分限の手続及び効果に関する条例等の一部改正について』、議案第72号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』、議案第73号『東栄町職員の旅費に関する条例の一部改正について』、議案第74号『東栄町消防団設置条例の一部改正について』、議案第

77号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第4号）について（関係分）』、議案第79号『令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について』、以上8議案が付託されました。9月12日の委員会審査の結果、議案第68号と議案第71号から議案第79号の7議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。議案第70号は討論・採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、本委員会は議員全員で構成され、執行部側も全員が出席しておりますので、質疑の詳細は省略させていただきます。以上で、総務経済委員会の委員長報告を終わります。

議長（原田安生君）

総務経済委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

次に『文教福祉委員長』に報告を求めます。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番 文教福祉委員長。

5番（加藤彰男君）

文教福祉委員会の審査結果を、会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会には、議案第69号『東栄町印鑑条例の全部改正について』、議案第75号『東栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について』、議案第77号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第4号）について（関係分）』、議案第78号『令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について』の計4議案が付託されました。9月12日の委員会審査の結果、いずれの議案も全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。なお、本委員会は議員全員で構成され、全委員が出席しておりますので、主な議案の質疑項目のみ報告させていただきます。議案第69号について、「旧姓が可能となる今回の法改正の事由」「旧氏の使用に伴う手続きと印鑑の使用」「損傷した部分がある印鑑の使用」の3点、また議案第78号については「保険料・還付金の事由」についての1点の質疑がありました。以上で、文教福祉委員会の審査報告を終わります。

続いて、文教福祉委員会協議会の報告を致します。文教福祉委員会協議会では、送付されました次の3件の陳情書について協議を行いました。1点目です。「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」、2点目です。「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」、3点目です。「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」 協議会では協議及び表決の結果、「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」は採択とし、本日の本会議に追加上程いたします。なお、他の2件は「議長預かり」となりました。「その他の議題」として、「新東栄医療センター」に関する協議を「委員会協議会」

として、本日の本会議終了後開催すること、さらに 24 日に執行部からの「新東栄医療センター」検討状況の中間説明を受けることを併せて確認しました。以上で、文教福祉委員会の審査報告及び文教福祉委員会協議会の報告を終わります。

議長（原田安生君）

文教福祉委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

質疑を打ち切ります。以上で、各委員会の委員長報告を終了します。

----- 認定案第 1 号 -----

議長（原田安生君）

これより各案件の審議に移ります。各認定案につきましては、去る 9 月 11 日の『決算特別委員会』において十分審査をしていただいておりますので、質疑については簡略にお願いいたします。

それでは、日程第 2、認定案第 1 号『平成 30 年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について』の件を議題といたします。

認定案第 1 号の質疑に入ります。はじめに歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で歳出を終わり、続いて歳入全般について質疑をお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、認定案第 1 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、反対ですか。

（「はい」の声あり）

はい、まず原案に反対者の発言を許します。

4 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。私は平成 30 年度東栄町一般会計歳入歳出決算の認定に

反対する立場から討論を行います。村上町長は、平成 30 年度の予算等大綱説明で『東栄「住人（すみびと）増やそう戦略」・「山のめぐみを受け、ともに築く彩の里」町民主体のまちづくり予算』というキャッチコピーを掲げていました。また、3つの基本理念、暮らし優先のまちづくり、公平公正の町政の推進、そして主役は町民であるという認識による、真の協働による「住民自治のまちづくり」も押し出していました。しかし、9月議会の一般質問と平成 30 年度の決算の質疑を通して、村上町政の特徴として、以下の4点が挙げられると考えます。1つ、人口減少に歯止めをかけることができなかったこと。2つ、「暮らし優先のまちづくり」とはほど遠い東栄病院の無床診療所化を打ち出し、救急受け入れを中止したこと。3つ、山のめぐみや彩の里を破壊するかもしれない悪臭・汚水の可能性のあるバイオマス発電所の情報をいち早く地元関係者の皆さんに知らせ、町民主体の議論を重ねてこなかったこと。4点目は、防災行政無線の選定についても、町民主体の議論を重ねてこなかったことです。村上町長は、町民の命と暮らし、生活環境に関わる大問題を巡って町政の主役、町民一人ひとりの意見を住民アンケートや住民投票で聞くことなく、事実上役場の幹部職員と限られた委員、また業務委託のコンサルによる会議に委ね、そこで出された要望すら保護にし、結局町長がはじめに決めた結論を押し通し、その結果を町民に知らせるというおよそ真の協働による『住民自治のまちづくり』とは無縁の政治運営を行ったと思います。山本典式議員の一般質問で、最高責任者である町長が「私が決めたわけじゃない」と発言したことは、驚くべきことでした。私は決算から5点具体的に指摘し、反対します。1つはとうえい保育園の建設です。決算特別委員会の質疑で、私は「なぜ建設事業費が5億円に膨らんだのか」と質問しました。答弁は「車寄せ、北側駐車場、幼児用トイレ、調理室、保育室の拡張など仕様が変更した」とのことでした。私はこれでは財政難に喘ぐ町の責任ある説明にはならないと思います。そして建設にあたって採用したプロポーザル方式というのは事実上後付け変更型、総事業費は最後まで未定という曖昧かつ無責任な建設方法と言わざるを得ません。また、開園パンフレットや広報では「地元産のヒノキやスギを使い」と書かれています。しかし、町の答弁ではそれは愛知認証材というブランドの意味であり、地元東栄町の木材かどうかは分かりません。情報公開請求で得た資料によりますと、設計者が選んだ木材会社は遠く東京都中央区、三重県松坂市、岐阜県揖斐川町、名古屋市瑞穂区、そしてお隣新城です。これでは町の公共事業が町内の地域経済に貢献するものになっていないと考えます。2点目は、防災行政無線の内容が町と委託会社との間で議論されてきた一方で、町議会や各地域に暮らす住民の意見を聞くという手順を踏んでいなかったという点です。平成 29 年度、30 年度の役場内部の検討過程を情報公開請求で入手し、検討したところ、町は当初一般財源の1割程度の予算で防災行政無線の整備費用を抑え、平常時の有効活用を目指していたことが分かりました。町はテレビの映像文字配信による広報機能を拡張する方法へと議論を進め、費用対効果という言葉のもと、町自ら停電対策は必須と言っていた緊急放送の自動立ち上げシステムや、個別受信機の全戸配備を切り捨てることになりました。これは決算質疑で総務課の答弁にあったとおりです。しかし、この議論の中で戸別受信機が受信できない家が多々出ており、大変苦慮している状況と東栄町が批判的に論じた人口4,700人の設楽町。今から20年ほど前にデジタル化し、屋外スピーカーの設置と全1,800世帯に対して戸別受信機2,000台を対応しています。私が担当者に問い合わせたところ「今は全世帯カバーしており、大規模に無線が

届かない場所はない。導入当初も不具合はありませんでした。外部アンテナは現在 60 基、今年度新たに 680 万円で 1 基加える」と言います。また「確かにデジタル化して 20 年近く経って、木が伸びたり新しい建物が建ったりして電波は遮断されます。エアコンのセンサーでも遮断されます。しかしその都度木を切り、外部アンテナを設置し、個別受信機を窓際に置いてもらったりして、それぞれ対応している。屋外スピーカーでは全域はカバーできない。戸別でなくてはできない」と言います。私は広報機能の映像配信と防災情報を自動的に知らせる機能を別々に考えるべきだったと思います。委託業者は音声告知システムを進め、町長は「非常時だけ使うものだ。維持費がかかる。必要性は充分分かるが、利用頻度を考えると全戸配布は考えてしまう」と述べています。今、千葉県南部を中心にした台風被害は、停電や燃料切れ、携帯も使えないことによる防災情報の寸断がより大きな困難を生み出しています。私は、この万が一の災害に備えるために防災行政無線の万全を期すべきだと訴えます。費用対効果と言うのなら、きちんと金額を議会や町民に示すべきではありませんか。このままでは、停電時の防災対策にはなりません。3 目では、この決算書では東栄病院の医師・看護師を確保する町の努力と工夫が経営改善のあとが全く分からないという点です。そして 4 点目、森田昭夫議員の指摘で明らかになった決算に対する決算審査意見書の問題です。監査委員 加藤議員等が町に行った口頭含む指摘事項とは何か、概ね適正という概ねとは何か分からないという問題です。このような町長と監査委員との秘密の共有、あるいは適正でない会計処理を疑わせる審査は、村上町長が掲げる公平公正な町政の推進に真っ向から反するものであり絶対に許されません。同時に、日ごろ公平公正な公務サービスの執行に全力を挙げている職員に対しても失礼な指摘ではありませんか。平成 30 年度の決算によれば、東栄町の財政は歳入 40 億 8,000 万円、歳出 38 億 2,000 万円です。歳入の 41.8% が地方交付税です。交付税は年々減っています。それにも関わらず、経年で見ると過去 5 年間で最大規模の決算となりました。今年 6 月末、東栄町の人口は 3,200 人を初めて割りました。町長の言う「これからは全てを満足する時代から我慢する時代」とか「町民の皆さんが心からふるさとを誇りに思える東栄町の実現」とか「このようときこそ前向きな発想と行動力で皆様とともに」などの掛け声、言葉が毎日朝夜の区別なく国道を走っていく救急車のサイレンの音で、一瞬でかき消されていくように思います。私は今こそ議会と町民一人ひとりの意見に町が真摯に耳を傾け、町の自力で分析し、具体的な改善策を明らかにすることを求めます。以上で反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、6 番」の声あり）

はい、6 番。

6 番（伊藤真千子君）

平成 30 年度決算賛成討論を行います。認定案第 1 号『平成 30 年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定』に対して、賛成の立場から討論いたします。本町を取り巻く財政状況は極めて厳しい中、平成 30 年度総合計画に「人と自然を大切にしまちづくり」「交流と創造のまちづくり」「町民主役のまちづくり」の 3 点を基本理念とともに、6 つのまちづくりの

方針に基づいて、いろいろな施策や事業を限られた財源の中で予算編成をされ執行されてきました。決算では歳入 40 億 8,345 万 9,943 円、歳出 38 億 2,627 万 897 円となり、実質収支額は 2 億 3,548 万 7,046 円となり、歳入歳出とも前年度よりも増加していますが、新保育園の建設や B & G 体育館とプールの改修事業が行われたことによる歳出の増加や、財源確保による歳入の増加と考えられます。大きな事業としては、乳幼児が生涯に渡る人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすことができる保育園が建設されました。高齢者が 1 日ゆっくり過ごせる場の確保ではじめたおいでん家事業も、各地区でいろいろな特色が出て、高齢者が集まる楽しい憩いの場となったり、子育て支援事業としてにこにこ広場で「たんぼぼの会」と「にこにこの日」が毎週火曜日と木曜日にイベントを行い、また親子教室が月に 1 回行われるなど積極的な活動が行われる、総合計画に沿って着実に実施されています。財政構築の弾力性を表す経常収支比率が 97.4%、前年度と比較してみますと 0.4 ポイント降下したと言っても、今後の財政の硬直化が心配されます。また、財政健全化判断の 4 指数は早期健全化基準内ですが、そうした中でも町民の生活を第一に考え、よりよい東栄町の構築に向けて取り組んだ成果として、平成 30 年度の決算であったと考えます。今回の採決認定に反対意見が出たことも重く受け止め、来年度以降の予算編成に反映されたい。今後の村上町長の町政運営に期待するとともに、議会としてもその取り組みを注視し、前向きに議会の中で提言させていただくことを申し上げて、平成 30 年度東栄町一般会計歳入歳出決算に賛成します。以上です。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「議長、3 番」の声あり）

反対ですか。

（「反対です」の声あり）

はい、3 番。

3 番（山本典式君）

私の方から一般会計決算に反対します。

初日の本会議において、議長から「最終的な責任は議会にある。責任重大だ」との話がありました。私はこの言葉を重く受け止めております。今回の新保育園建設事業につきましては、2 回にわたり 1 億円程の追加補正があり、結果的には約 5 億円という多額な予算を要しました。仮に国の補助事業でしたら恐らく重要変更の対象になりうると思います。こうした状況を見ると予算イコール決算といって何ら問題なしとすることはできません。決算議会の性格から不認定となっても支出に対する影響はありませんが、特に今後の大型事業における取り組みには慎重になるべきだと思います。これまでの経緯の中で、特に以下の 4 点を問題点とし指摘をして反対します。1 つとしまして、新保育園の建設を進めるにあたって、多額な費用を要した原因の一つは、予め設計金額による建設費の総額が示されてなく、なおかつ町からのその点に触れた事前説明がなかったことではないかと思います。町には大型事業につきましては、特にそういった説明責任があるのではないかと。2 点目、仮に建設着手が遅くなるとしても、設計金額での総額をもって議会臨時会等に諮るの

が本来の手続きと言えるのではないか。3点目、町は設計士がおりながら、なぜ隣接町村の保育園建設単価をもとに算出した当初予算4億円を議会に諮ったのか。安易すぎるのではないか。設計金額を予算として計上すべきではないのか。4点目、設計士から当初予算である4億円については「予算不足」と指摘されながら、町はなぜ予算不足の4億円を当初に計上し議会に諮ったのか。以上の点につきましては、私も一般質問を通し明らかにしようと思いましたが、町から納得できるような明快な答弁はありませんでした。賛成多数で可決された予算ですが、こうした状況下で執行された決算には反対せざるを得ません。以上、反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

私は賛成の立場から討論を行います。

決算認定は税金である公金が適正かつ正確に使われているか、予算見積りは正しかったかなどを審査します。今回提出された決算報告書には、町の管理責任のない国道の安全対策工事費や補償費、委託料が含まれており、適正かつ正確な使い方ではないと思っていましたが、監査委員に質問したところ問題ないとの回答でした。公正かつ適正な審査を行っている監査委員の判断でありますので、私の感覚が間違っていると理解しなくてはなりません。しかしながら、ただいまの3番議員の反対討論は、保育園の建設に関わる、ある意味財政悪化などが理由であると、保育園の建設に対する建設の関係と財政悪化であると理解しましたが、こういった財政を悪化させた、こういった保育園の建設を進めた原因はどこにあったのでしょうか。私も現状の東栄町の財政の状況は、非常に危険な状態であるという危機感を抱いておりまして、保育園の建設あるいは財政運営については、3番議員と同じ思いではあります。基金という貯金を取り崩し、起債という多額の借金で大型事業を行い、町の財政状況は悪化する一方です。減税補てん債、臨時財政対策債といういわゆる借金を補てんしても経常収支比率は97.4で、この借金を除けば100%を超えた経常収支比率になっており、将来負担比率は31.6まで悪化しています。この数字は、東栄町が新たに事業に使う予算は無いと理解しなくてはならない数字です。この先、防災行政無線に6億、ほとんどが起債で賄う計画で、さらに医療施設建設の予定もあります。これにより、不要になった公共施設も利用計画のないまま空き家で放置されることになり、医療施設の建設で空き家はさらに増える見込みです。このような状況をつくってきた原因は、いったいどこの誰にあるとお考えでしょうか。予算案を提出した町長の責任はもちろんですが、予算案を認め執行しても良いと決定したのは、この東栄町議会です。予算案を議決しなければ、町長も事業を執行しなかったわけで、決定した議会に大いに責任があります。例えるなら、親が子どもに何に使ってもいいよと言って小遣いを与え、その子どもが違法なものを買って親が叱責している姿は理解ができますが、ゲームやおやつに使ってしまった、貯金しなかったからと言って子どもを叱責するのは、小遣いを与えた親に問題があると思います。

従って、決算認定は予算の使い方、執行方法などに問題があつて反対するなら道理も通ると思います。財政を悪化させ、あるいは保育園の建設ができた原因は、予算案を提案した町長の責任もありますが、予算案を決定した議会の責任も大きいことから、反対討論の理由にすることは決算認定には馴染まないことから、賛成討論とします。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより認定案第1号の件を「挙手」により採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<挙手 賛成者5名>

議長（原田安生君）

はい、ありがとうございます。挙手多数であります。よって認定案第1号『平成30年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について』の件は、原案のとおり認定されました。

----- 認定案第2号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第3、認定案第2号『平成30年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について』の件を議題といたします。

認定案第2号の質疑に入ります。歳入・歳出全般についての質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、認定案第2号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は認定することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、認定案第2号『平成30年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について』の件は原案のとおり認定されました。

----- 認定案第3号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第4、認定案第3号『平成30年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の件を議題といたします。

歳入・歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、認定案第3号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は認定することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、認定案第3号『平成30年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の件は原案のとおり認定されました。

----- 認定案第4号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第5、認定案第4号『平成30年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について』の件を議題といたします。

歳入・歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、認定案第4号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は認定することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、認定案第4号『平成30年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について』の件は原案のとおり認定されました。

----- 認定案第5号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第6、認定案第5号『平成30年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の件を議題といたします。

歳入・歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、認定案第5号の件を採決いたします。

お諮りします。本案は認定することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、認定案第5号『平成30年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の件は原案のとおり認定されました。

----- 認定案第6号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第7、認定案第6号『平成30年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について』の件を議題といたします。

歳入・歳出全般について質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、認定案第6号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は認定することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、認定案第6号『平成30年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について』の件は原案のとおり認定されました。

----- 認定案第7号～12号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。

日程第8、認定案第7号から、日程第13、認定案第12号までの『平成30年度各財産区特別会計歳入歳出決算認定について』の6案件につきましては、質疑から採決まで一括して行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、ご異議なしと認め、6案件を一括して議題とし、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、認定案第7号から認定案第12号までの6案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。6案件を認定することにご異議がございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、認定案第7号から認定案第12号までの「平成30年度各財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の6案件については、原案のとおり認定されました。

----- 認定案第13号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第14、認定案第13号『平成30年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計決算認定について』の件を議題といたします。

東栄病院事業決算報告書の「収益的収入及び支出」、「資本的収入及び支出」全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。反対ですか。

（「はい」の声あり）

原案に反対者の発言を許します。

4番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。東栄病院の特別会計決算について反対の立場から討論します。この決算は、東栄町の医療を全面的に支えてきた長い歴史を刻んだ東栄病院の病院としての最後の決算です。今年4月診療所となり、救急・時間外診療を中止し、6月議会で町は新たに無床診療所の方針を決めたところです。しかし、町の決定後も町民の中には「入院機能を残してほしい」「救急の復活を」「透析も減らされるのではないか」「丹羽先生夫妻がいなくなったらどうなるのか」など、不安と怒りの声が渦巻いています。私は今後也有床診療所の維持を訴えていきたいと思います。私が本決算に反対する理由は、次の2点です。1点目は、町の医師・看護師の確保の努力、工夫が全く分からないことです。山本典式議員の一般質問で、村上町長は「医師を確保する要望・陳情などを行っている」と答弁しました。しかし、この決算書には要望した日時や相手方の記述はなく、要望書・陳情書も添付されていません。平成29年度のせせらぎ会の決算報告書を読みますと、項目を設けて医師確保の努力とその成果が具体的に書かれています。また、職員数推移表や救急搬送人数推移、循環診療明細表なども書かれており、その経年の変化が一目瞭然です。こうした運営当事者としての苦勞の表れを平成30年度の決算では、残念ながら読み取ることはできないのです。これは運営主体の変更を理由に合理化することはできないと思います。

9月11日の決算特別委員会の最後で、伊藤紋次委員長が大変重要な指摘をされました。1つは町の決算書が第三者的な表記になっていること。2つ目は経年の変化が分かるグラフ・表がないことです。この指摘は、そのまま東栄病院の特別会計決算にも当てはまるのではないのでしょうか。2つ目は、経営改善の努力と結果が読み取れないことです。この決算で町は入院患者の減少や人員不足による経営悪化によって、病院の直営化を行ったとしています。しかし、それを裏付ける経営診断書や分析結果が添付されていません。また、経営改善について町がどのような努力や施策を講じたのかも書かれていません。にもかかわらず、将来的には無床診療所とし、経営の改善に努めるとだけ記すのは、町民の生命と健康を預かる町として大変無責任だと思います。入院患者の減少という問題については、お隣新城市民病院の綿引院長が平成29年度の東三河北部医療圏の会議でこのように発言しています。「外来患者は人口の減少率に一致するが、入院患者は高齢化で増えている。人口減はそのまま入院減、外来減に反映されない」と重大な指摘をされています。つまり人口が減っても入院は減らないということです。この点で、山本典式議員の「人口減少が一概に無床診療所で良しとする結論にはならない」という一般質問の中で、村上町長は理解に苦しむと答弁しています。事実の問題として今年4月から東栄町内の救急搬送の件数は大幅に増えており、「東栄病院に入院できたらどんなに助かったか」とおっしゃる町民が出てきています。経営問題については、全国を見渡せば、例えば人口2,500人の宮崎県椎葉村の椎葉村国民健康保険病院は、患者様10人に対し看護職が1人以上の入院施設・救急を維持しています。椎葉村は平成29年3月、病院改革プランを策定し、詳しい分析を行い、説得的な改善方法を示しています。また、人口3,500人の高知県梼原町、町立国民健康保険梼原病院も入院・救急を維持し、特定健診受診率は80%を超えています。私が梼原病院に問い合わせたところ、丁寧な回答がFAXでありました。「病院事業会計の予算規模は年間6億4,000万円であり、国・県からの財政支援は無く、交付税の参入があるだけです」と述べています。今こそ私たちは、小規模病院や有床診療所の必死の取り組みから学ぶべきではないのでしょうか。なぜ歴代の町長が守ってきた東栄病院を村上町長が廃止したのか、今その責任が大きく問われています。決算特別委員会では、森田昭夫議員が「なぜ赤字になったのか。病院の分析、考え方を議論すべきだ。医療センターの建設の前に規模・経営について議論する場をつくれ」と訴えたのは当然です。東栄病院は北設楽郡で唯一入院のできる病院でした。透析には浜松市天竜区からも利用者が訪れます。また、へき地医療拠点病院として長い歴史とノウハウを培ってきたこともインターネット上の各種報告で分かります。この先さらに超高齢化、過疎化が深刻化する中、この貴重な火を消してはならないと思います。私は、新たな診療所の建設計画は、事実上の分庁舎である保健福祉センターとは切り離し、建設費を大幅に減らすことを求めます。そして将来の状況も見据えて、有床機能を残した設計にすべきだと改めて訴えまして反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7 番（伊藤紋次君）

私は、東栄病院事業特別会計決算について賛成の立場から討論を行います。

東栄病院は、国保直営診療施設として開設以来、無医地区の解消、北設の医療の確保、町民の保険・健康管理に貢献してきましたが、10 年ほど前より人材の確保、あるいは経営管理の改善等の事由により、社会医療法人財団せせらぎ会に管理・運営を任せ、公設民営病院として管理・運営をしてまいりました。そして昨年度、平成 30 年 4 月から東栄病院は入院患者の減少、医療従事者不足による経営悪化等により公設公営、直営の病院に移行したことはご承知のことと思います。昨年度は東栄病院が 2 度目の大手術を行い、これからの東栄町の医療をどうするのか、どうしていくのか、どうすべきか等々、重大な決断を迫られる移行期、過渡期の渦中の決算であったことを念頭に置いていただきたいと思います。

病院経営の根幹をなす患者数を見ますと、入院患者数は 4,494 人であり、昨年度と比べ 964 人 17.7%と減少が著しく、外来患者数は 3 万 3,849 人と 2,204 人の微減でありました。この数字の表す実態が、東栄病院の現状の全てを表していると言って過言ではありません。収支の状況を見ましても、病院医業収益は 7 億 264 万 1,989 円であり、医業費用は 7 億 177 万 7,037 円でありまして、純利益は 86 万 4,952 円でありました。医業収益については、やはり入院・外来患者数がともに減少しており、特に入院患者の落ち込みがひどく、収入減に至ったものです。医業費用は、全体で 7 億 177 万 7,037 円でありまして、人件費いわゆる給与費が前年比に比べて 11.0%、5,517 万 2 千円減の 4 億 4,659 万 7,780 円で、全体の 63.6%となっており、職員の昨年退職が大幅減の要因となっております。その他の医業経費も来院者数の減の影響を受け、のきなみ減額の決算となっております。ちなみに一般会計からの繰入金は、29 年度が 2 億 7,624 万 8,000 円、30 年度は 2 億 6,284 万 5,000 円で、1,340 万 3,000 円の減でありました。ただいま報告しましたように、平成 30 年度の決算については公営企業会計で経理されており、29 年度はせせらぎ会による企業会計の決算と役場住民福祉課経理分の公営企業会計と別々の会計処理がなされており、病院の決算報告では読み取れない部分が多く、先ほど申し上げましたように、人口減から発生した入院・通院患者の減少、この数字が東栄病院の実態・現状の全てを復元していると思われます。東栄病院は、30 年度 2 度目の大手術を行った過渡期、移行期であり、3 度目の最後の大手術に向けて、ランディングの期間中ではありますが、そんな中でも利用者の拡大、医師をはじめとする医療従事者の確保対策、入院患者の基準看護を維持するための看護婦の確保・調整等、運営・経営の改善に努力した商魂も見られます。監査委員の決算審査意見書にも記載されておりますように、本年度から有床診療所の東栄医療センターとして再出発したわけですが、これは未だ道半ば、せせらぎ会での経営数値や病院運営の課題・問題点等を分析し、東栄町の医療をどうするのかという大きな課題を抱え、新しい医療施設の建設に向け、最高、最適、町民の納得のいく医療の確保を町内の職員、全ての総力、全ての英知を集めて検討していただきますことを切望いたしまして、本決算の認定に賛成いたします。以上です。

議長（原田安生君）

他に討論はございますか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより認定案第 13 号の件を「挙手」により採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<挙手 賛成者 6 名>

議長（原田安生君）

はい、ありがとうございます。挙手多数であります。よって認定案第 13 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計歳入歳出決算認定について』の件は、原案のとおり認定されました。

ここで、時間になりましたので 10 分間休憩を取りたいと思います。ちょっと過ぎたので 13 分でお願いします。

<休憩 11:02～11:11>

----- 議案第 68 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 15、議案第 68 号『東栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について』の件を議題といたします。

議案第 68 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 68 号の件を採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 68 号『東栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について』の件は、原案のとおり可決されました。

議長（原田安生君）

次に、日程 16、議案第 69 号『東栄町印鑑条例の全部改正について』の件を議題といたします。

議案第 69 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

既に委員会の審査が終わって報告されてますけども、委員会審査のところで少し質疑が充分というか具体的になっていなかった部分があるかと思しますので、それを含めて確認の意味で質問させていただきます。今回の印鑑条例の改正については、その前提になる部分としては、国の方の住民基本台帳法の施行令の改正があつてというふうなことで、これがこの秋進んでいるということで、そのために今回の 9 月議会ということが予定されている。その内容なんですけども、質疑の中にもありましたように旧姓、旧氏を使用しやすくすることによって女性の活躍部分を推進していくんだと、国のそういうような視点からいわゆる従来使ってきた旧姓なり旧氏をマイナンバーカード等に併記して、今後の中では使えるようにしようというふうになったものです。実際手続きの部分が若干あるかと思うんですけども、それを希望される方は旧氏の記載された戸籍謄本等を用意して、自らの住民票を旧氏を併記するための手続きを市町村で行うということがまず最初に 1 回あつて、その手続きが終わった段階で、それと同時にそれぞれ関係するマイナンバーカードやそれぞれの証明書に旧姓、氏が使えるようになるというふうなことですね。その段階の 1 つとして、いわゆる印鑑登録、証明の部分が今回どうするのかということになってるということですから、そういう流れの中で今回印鑑条例を改正することによって、いわゆるその住民票の中に併記されているような旧氏が印鑑登録においてもその旧氏が使えるし、またその証明もされてくというふうなことが全体図だと思うんですけど、そういう確認でよろしいですか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい、議員のおっしゃることがそのとおりだと思います。ちょっと一度ここで印鑑条例の件を整理させていただきますと、議員のおっしゃるとおり、今回の条例改正の主な改正内容の 1 つである印鑑登録に旧氏の併記がされることでありますけども、これは住民基本台帳法の施行令の一部改正によるものです。印鑑登録に旧氏の併記を希望する場合は、住民基本台帳への旧氏の記載請求をしていただくことがまず前提となります。住民基本台帳に旧氏の記載をされた場合は、印鑑登録事項にも旧氏が併記されることとなります。また、

旧氏が併記されている場合に限り、申請によりまして旧氏の印鑑で登録の変更ができるようになるものです。説明としては以上です。

（「議長、5 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

その点では、国の方もこの改正に伴う手続きについて周知をするということを徹底するという趣旨を述べていますので、今後の中で広報やいろんな手段を通して徹底していくということによろしいですかね。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

広報等通じて周知の方図っていきたいと考えています。

議長（原田安生君）

はい、よろしいですか。他ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 69 号の件を採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 69 号『東栄町印鑑条例の全部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

議長（原田安生君）

次に、日程第 17、議案第 70 号『東栄町町税条例の一部改正について』の件を議題といたします。

議案第 70 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4 番。反対です」の声あり）

まず原案に反対者の発言を許します。

4 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。本議案に反対の立場から討論いたします。この議案はいわゆる軽自動車のグリーン化特例をめぐる制度変更などを内容としていると理解しています。この軽自動車のグリーン化特例は、今年 10 月から予定される消費税 10%への引き上げに配慮したものだと考えます。私は地球環境を守る自動車の機能改善を図る措置を否定しませんが、この議案は消費税増税に伴う景気対策、あるいは需要の反動を抑える一時的な措置という側面が強いと考えます。子育て世帯への町民税非課税枠の拡大という改善点もありますが、私は消費税の増税に反対する立場から反対いたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、3 番」の声あり）

はい、3 番。

3 番（山本典式君）

私の方から賛成討論をいたします。この町税条例の改正は上級法の改正であります。さらに各項目における個人住民税や他の税条例の改正は、内容的にも障害者等に対する、配慮した改正であったり、他の法律との調整をはかる改正であり、なおかつ減収の場合も国からの補てんがあると説明を受け、この条例等の改正には理解をしました。以上をもって賛成といたします。

議長（原田安生君）

他に討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより議案第 70 号の件を「挙手」により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、「挙手」をお願いいたします。

＜挙手 賛成者 6 名＞

議長（原田安生君）

はい、ありがとうございます。挙手多数であります。

よって議案第 70 号『東栄町町税条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 71 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 18、議案第 71 号『東栄町職員の分限の手続き及び効果に関する条例等の一部開改正について』の件を議題といたします。

議案第 71 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 71 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 71 号『東栄町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 72 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 19、議案第 72 号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。

議案第 72 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 72 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 72 号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第 73

議長（原田安生君）

次に、日程第 20、議案第 73 号『東栄町職員の旅費に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。

議案第 73 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 73 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 73 号『東栄町職員の旅費に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第 74 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 21、議案第 74 号『東栄町消防団設置条例の一部改正について』の件を議題といたします。

議案第 74 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 74 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 74 号『東栄町消防団設置条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 75 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 22、議案第 75 号『東栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について』の件を議題といたします。

議案第 75 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 75 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 75 号『東栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 77 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 23、議案第 77 号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 4 号）について』の件を議題といたします。

議案第 77 号の質疑に入ります。補正予算説明書の歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

次に、歳入全般について質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより議案第 77 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 77 号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 4 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 78 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 24、議案第 78 号『令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。

議案第 78 号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 78 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 78 号『令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- **議案第 79 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 25、議案第 79 号『令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。

議案第 79 号の質疑に入ります。補正予算説明書の「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより議案第 79 号の件を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 79 号『令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 81 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 26、議案第 81 号『とうえい温泉ボイラー更新等工事請負契約について』の件を議題といたします。執行部からの説明を求めます。

（「議長、経済課長」の声あり）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

失礼します。議案第 81 号 東栄温泉ボイラー更新等工事請負契約について。次のとおり請負契約を締結したいので、東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 40 年東栄町条例第 20 号）第 2 条の規定により議決を求める。令和元年 9 月 18 日提出、東栄町長 村上孝治。

記。1 契約の目的 とうえい温泉ボイラー更新等、2 契約の方法 指名競争入札、3 契約金額 64,900,000 円、4 契約の相手方 愛知県豊橋市南牛川二丁目 1 番地の 3 株式会社大建 代表取締役 森田桂史。

参考資料を添付いたしました。なお、契約金額につきましては、請負率 94.5%となりました。以上です。

議長（原田安生君）

執行部の説明が終わりました。ただ今の件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 81 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 81 号『とうえい温泉ボイラー更新等工事請負契約について』の件は、原案のとおり可決されました。

議長（原田安生君）

次に、日程第27、意見書第3号『定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書案の提出について』の件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

意見書第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出について。地方自治法第99条の規定による別紙意見書（案）を東栄町議会会議規則第13条の規定により提出する。令和元年9月18日提出、提出者 東栄町議会議員 加藤彰男、賛成者 東栄町議会議員 伊藤真千子。

内容の詳細につきましては、議会事務局長により朗読で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

議会事務局長に説明させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（長谷川伸君）

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）について朗読させていただきます。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちのとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。また、政府予算において、新学習指導要領の円滑な実施に向け小学校専科指導の充実などのために、1,210人の加配措置による教職員定数改善が盛り込まれたものの、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、大変不満の残るものとなった。現在新学習指導要領の移行期間となり、小学校での外国語教育については、学習内容や授業時数の増加により、子どもたちや学校現場の負担となっているという声が大きい。子どもたち一人ひとりへの指導の充実のためには、専門的な知識や指導方法を身につけた小学校専科教員の全校配置が必要である。また、少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細やかな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機

会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の税制は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。よって貴職において、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。愛知県北設楽郡東栄町議会。提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣でございます。以上でございます。

議長（原田安生君）

提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番。反対ですか。

（「反対です」の声あり）

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番（森田昭夫君）

私はこの意見書に反対をします。まずこの意見書の中、この中に書いてあるのは少人数学級だということなんですが、少人数学級のさらなる拡充ということを言われていますが、今日本の国は、むしろ少子化で東京の街の中でも複式学級が増えているという状況になっています。本当に子どもが大人数で、子どもたちが増えておる地域というのは、ごく限られたところであると考えます。この言ってみれば要望書が、教員の団体が自分たちの職場を確保するために、いわゆる子どもたちの数が減ってきて仕事が無くなってきて、校長や教頭など役職から教員の方が、あるいは教育する教員たちの教える場がなくなっているということから、役職の保全だとか職場の確保をするために、団体が要望してきたものであるとまず考えられます。もう1つは、この中にあるいわゆる財政負担の問題ですが、国も本当に非常に厳しい財政状況であるということから、消費税を今回値上げせざるを得ないということにもなってきています。もちろん国から負担が多ければ多いほどいいわけですが、この文面でいくと例えて言うなら、東栄町のような自治体も愛知県という飛島村のように、財政が本当に豊かな素晴らしい学校をつくっておる、ああいったところも均一にいわゆる国に対して金をよこせと、こういう言い方です。むしろ東栄町の議会として考えなくてはならないのは、東栄町の子どもたちのことを考えれば、街とこういう田舎の教

育格差、街の子どもたちには本当に学習塾だとか、いろんな勉強や機会が与えられておりますが、この田舎の中ではとてもそういった機会が非常に少ない。例えば、子どもたちが塾に通う、あるいはスポーツをやると言っても人がいなかったり、場所が無かったりというそういった格差がでてきますので、教育に対しては、こういった田舎の議会としてはもっと数を考えて要望すべきであると思い、この対応は街の中の教員たち組織が考えたいわゆる我々には馴染まない意見書であるということで、反対をします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、6 番」の声あり）

はい、6 番。

6 番（伊藤真千子君）

賛成者の立場から行います。

子どもたちが全国でどこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが望ましいということでもありますので、今森田議員が言われたみたいに、東京では少ないと言われていますが、うちの方としても少ないです。だけど均等に教育を受けるためには、私は国庫負担金 2 分の 1 の復元をすることは賛成とします。以上です。

議長（原田安生君）

他に討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

反対がありますので、これより意見書第 3 号の件を「挙手」により採決いたします。

本案は原案のとおり、可決することに賛成の方は「挙手」をお願いします。

< 挙手 賛成者 6 名 >

議長（原田安生君）

はい、賛成多数です。よって、意見書第 3 号の件は原案のとおり可決されました。可決されましたので、国の方に出しますので、決定しました。

継続審査

議長（原田安生君）

次に、日程第 28、『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』の件を議題といたします。議会運営委員長から、次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第 73 条の規定により、「閉会中の継続審査の申し出」があ

ります。

ここでお諮りします。委員長から申し出のとおり「閉会中の継続審査」をすることにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって議会運営委員長からの申し出のとおり開会中の継続審査をすることに決定しました。

----- 閉 会 -----

議長（原田安生君）

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。会期中、皆様方のご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。これをもちまして、『令和元年第3回 東栄町議会定例会』を閉会いたします。

<閉 会 11:42>

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

署名議員

署名議員